

平成30年3月7日 建設経済委員会

建設経済部産業振興課

議案説明資料

- 1 議案第23号 田川伊田駅舎施設の公共施設等運営権に係る実施方針に
関する条例の制定について . . . P 1

議案第23号 田川伊田駅舎施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の
制定について

1 制定理由

(1) 平成31年度にリニューアルオープンを予定しています田川伊田駅舎施設の管理運営事業を、民間事業者に委ねることを可能とするため、当該施設に運営権を設定できるよう条例を制定しようとするものです。

(2) 運営権とは、公共施設の所有権を本市に残したまま、当該施設の事業運営を行う権利を民間事業者に長期間（20～30年程度）付与し、民間事業者は施設の利用料金を徴収することで独立採算型の事業運営を行うものです。

駅舎施設の事業運営を民間事業者に委ねることにより、本市は駅舎施設の維持管理に要する経費の削減や、施設整備費等の費用負担がなくなる等のメリットがあります。

また、民間事業者が有する知恵やノウハウが駅舎施設の事業運営に生かされることにより、施設を利用される方々の多種多様なニーズに迅速に対応したサービス向上の実現が期待できます。

2 制定条例の内容

(1) 本条例の主な内容は、下表のとおりです。

条	項目	内 容
第1条	趣 旨	この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、この施設の運営権に必要な事項を定めるものであることを規定しています。
第2条	民間事業者の選定の手続	この施設に運営権を設定することができることを規定しています。
第3条	運営等の基準	運営権者は、この施設を、常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効率的に運営しなければならないことを規定しています。

第4条	業務の範囲	運営権者は、田川伊田駅舎施設の管理及び運営等に関する業務を行うことを規定しています。
第5条	利用料金	利用料金の額は、この施設の利用状況等を勘案して適正な額を運営権者が定めることを規定しています。
第6条	公共施設等運営権の対価	市長は、運営権者から、運営権の対価を徴収することができることを規定しています。

(2) 施行日 公布の日から

(3) 田川伊田駅舎施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（P4～P5）

3 駅舎施設の構成

施設の構成は、次のとおりです。（平面図資料P6～P8）

	構 成
1階	待合スペース、パンとコーヒー、コンコース、インフォメーション、駅務室、トイレ（多機能トイレ・男女トイレ）、物産市場
2階	ゲストハウス（簡易宿泊施設）、ダイニングバー（飲食店）、テラス
3階	地域包括支援スペース等、講座室、展望デッキ、管理事務所

4 制定による効果及び影響

(1) 制定の効果

運営権制度を導入することにより、事業の運営実施に民間事業者の創意工夫が生かされ、自由度の高い事業運営の実施が可能となります。

また、今後駅舎施設で改修等の必要が生じた場合、民間事業者の投資で改修を行うことが可能となり、本市が改修費用を負担する必要がなくなります。

このように、施設の維持管理経費と併せ、従来本市が負担していた経費を削減できることや、民間事業者から運営権の対価を徴収することができるようになるなどの効果があります。

(2) 市民への影響

運営権制度を導入することにより、駅舎施設の利用促進と収益性の向上が図られ、当該施設の所有者である本市、事業を運営する民間事業者、施設を利用される方々の三者にとって、それぞれ有益なものとなることが期待できます。

5 株式会社デザインステーションの概要

株式会社デザインステーションの概要は、次のとおりです。

名 称	株式会社デザインステーション
所 在 地	福岡県田川市伊田町5番10号
設 立 日	平成29年4月17日
資 本 金	300万円
代 表 者	代表取締役 江頭 直行

6 今後のスケジュール

- (1) 条例制定の議案を上程（3月定例会）
- (2) 実施方針の策定
- (3) 運営権を設定する旨の議案を上程（6月定例会）
- (4) 運営権の設定
- (5) 運営権実施契約書の締結
- (6) 運営事業の開始（平成31年5月）

田川伊田駅舎施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、田川市大字伊田2621番地1に所在する田川伊田駅舎施設の公共施設等運営権(法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。)に係る実施方針(法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(民間事業者の選定の手続)

第2条 市長は、法第16条の規定により、選定事業者(法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)に、田川伊田駅舎施設の運営等(同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。)に係る公共施設等運営権を設定することができる。

2 前項の規定により公共施設等運営権を設定されることとなる選定事業者として選定されようとする民間事業者は、事業計画書その他市長が別に定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合すると認められた者を選定事業者として選定する。

(1) 田川伊田駅舎施設の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 田川伊田駅舎施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

(運営等の基準)

第3条 前条第1項の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者(以下「公共施設等運営権者」という。)は、田川伊田駅舎施設を、常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効率的にこれを運営しなければならない。

2 田川伊田駅舎施設の休館日、開館時間その他運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定める。

(業務の範囲)

第4条 公共施設等運営権者は、田川伊田駅舎施設の管理及び運営等に関する業務を行う。

2 市長は、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができる。

(利用料金)

第5条 田川伊田駅舎施設の利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の額は、田川伊田駅舎施設の利用状況等を勘案して適正な額を公共施設等運営権者が定める。

2 公共施設等運営権者は、必要があると認められる場合には、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(公共施設等運営権の対価)

第6条 市長は、公共施設等運営権者から、法第20条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部（以下「公共施設等運営権の対価の額」という。）を徴収することができる。

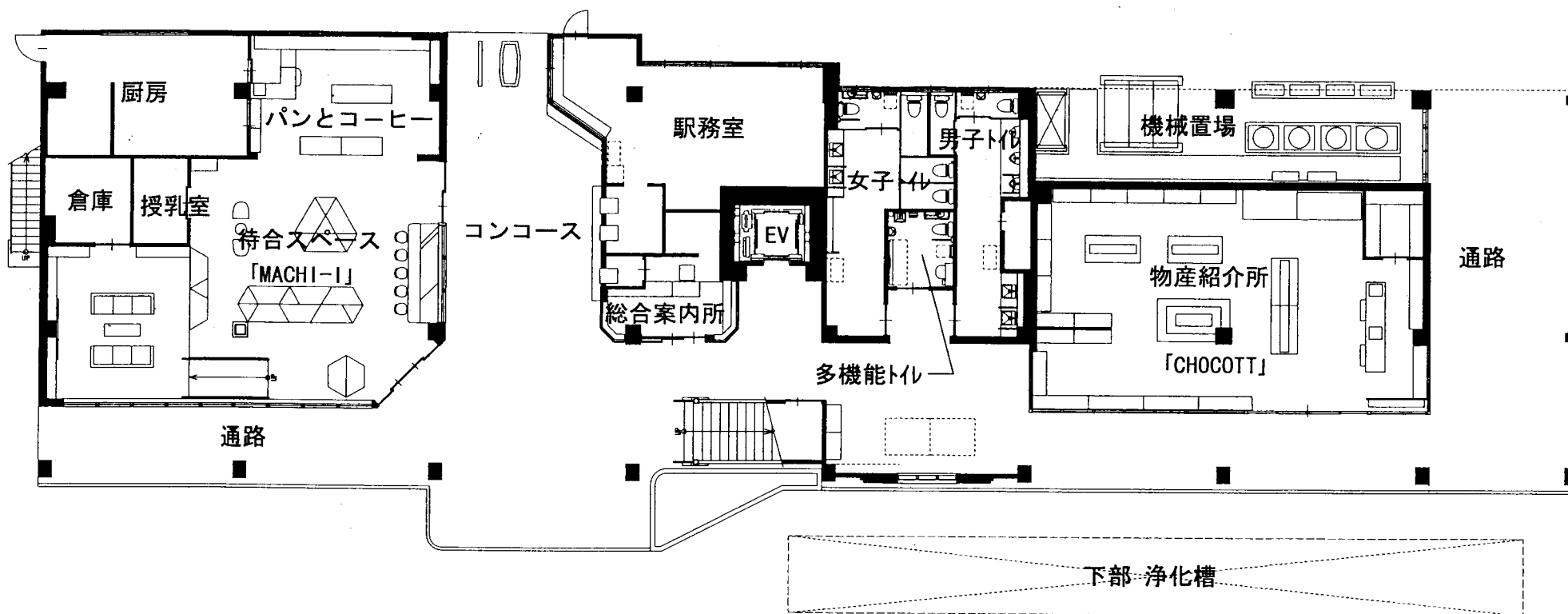
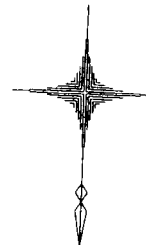
2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他必要な事項は、法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

(委任)

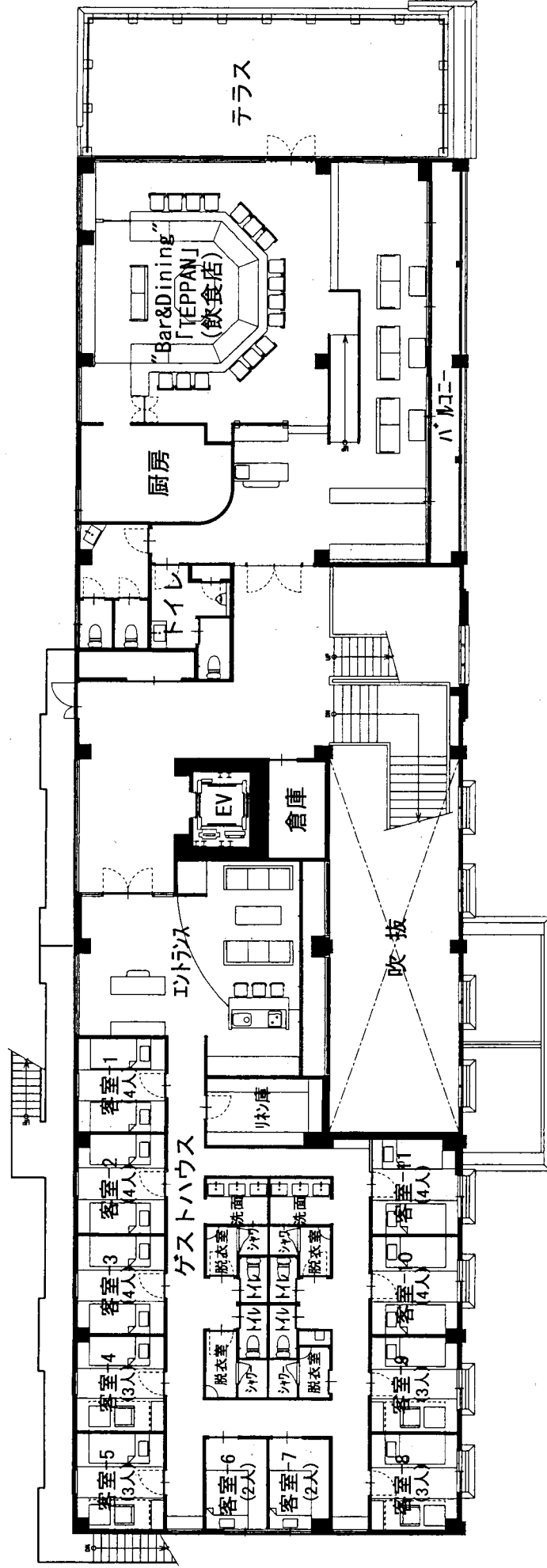
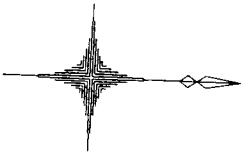
第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

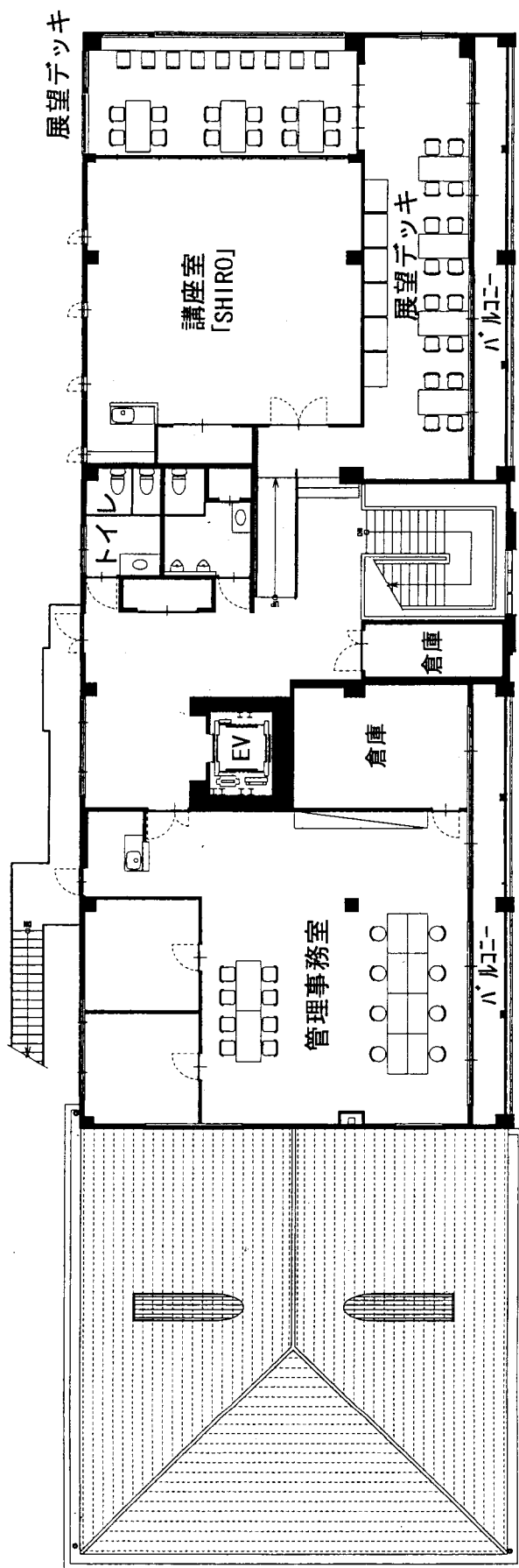
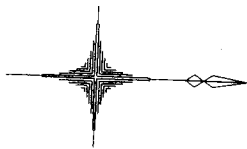
この条例は、公布の日から施行する。



田川伊田駅 改修後 1階平面図



田川伊田駅 改修後 2階平面図



田川伊田駅 改修後3階平面図

